

Vol.77「ここから始めよう! 自治体債権の 管理回収と民法(債権法)改正について」 ～公営住宅家賃を例にとって～開催のご報告

行政問題委員会 委員 吉住 豪 起

2018年11月16日(金)午後1時30分より、大阪府内の自治体職員に向けて、債権法改正が自治体債権の管理回収に与える影響について、標記の研修会を開催いたしました。100名を超える自治体職員に参加いただきました。

1 概要

自治体債権管理研究会（弁護士業務改革委員会と行政問題委員会の合同研究会）は、来る債権法改正が自治体の有する債権の管理回収業務に与える影響について、個別に自治体向けに研修会を実施してきました。今回は、より多くの自治体の職員に、日ごろの債権の管理回収業務に直結する債権法改正の重要なポイントについて具体例を交えて説明することを趣旨として、本研修会を開催する運びとなりました。

2 内容について

(1) 第1部「改正民法のポイントと自治体債権管理への影響」

第1部では、「改正民法のポイントと自治体債権管理への影響」と題し、債権法改正のうち、特に自治体債権管理に大きな影響を及ぼす、消滅時効・法定利率・保証の3テーマについて、改正内容について、弁護士業務改革委員会の久保井聡明副委員長より解説が行われました。

時効期間の変更や時効の完成猶予・更新の概念、保証において極度額の定めや元本確定事由について規律が強化されたことなどについて、図表を用いた非常に分かりやすい解説となりました。

(2) 第2部「自治体のとるべき民法改正対応～公営住宅家賃を例に～」

第2部は、「自治体のとるべき民法改正対応～公営住宅家賃を例に～」と題し、第1部での解説を踏まえ、大阪府A市の市営住宅にある家族が入居を開始したという事例に基づき、入居の開始や滞納などの様々な場面において、自治体職員としてとるべき対応を解説する内容でした。

行政問題委員会の木虎孝之副委員長の進行のもと、弁護士業務改革委員会の中島裕一副委員長と行政問題委員会の加藤由紀子委員がA市の自治体職員に扮し、市営住宅の賃料にまつわる様々な場面でのとるべき対応について議論する、という形式で進められました。

保証に関しては、公営住宅の入居者の債務の保証契約が根保証契約であることから、極度額を定めて保証契約書（市営住宅の例では使用証書）に記載する必要があるところ、極度額をどのように記載すれば法定の要件を満たしているといえるか、どのような事由が元本確定事由なのか、債権者の情報提供義務としてどのような情報を提供する義務があるのか等について、事例を踏まえた具体的な解説が行われました。

また時効についても、とりわけ連帯保証人に対する「請求」が時効中断の絶対効を有しなくなったことから、自治体と賃借人との間で連帯保証人に対する絶対効を持たせる旨の特約を結ぶ方法などの実務上の対応について解説が行われました。

3 質疑応答・アンケート

第2部終了後の質疑応答では、参加者から実務上生じる問題点について多くの質問がありました。また、アンケートにおいても、多くの参加者から研修内容に満足したとの声と共に、公営住宅以外の事案についても研修を開催して欲しいとの多数の要望をいただきました。自治体職員にとって民法（債権法）改正が実務に及ぼす影響について知りたいという需要はまだまだまだ多くあることが分かったため、自治体債権管理研究会としては、今後も自治体向けの研修を積極的に開催する意義があることを認識できました。



■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先
大阪弁護士会行政連携センター

電話 06-6364-1681

(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)